

地域づくり支援制度について

【地域づくり課】

制度名	制度の概要	対象	手続き
地域自治振興 交付金	地域で用途を決定し活用すること基本として、自治振興会の活動財源として交付します。 各自治振興会ごとに世帯数等を基に算定	自治振興会	交付額明細書を確認の上、申請書を5月18日までに提出してください。 額の変更はできませんので申請前に交付額明細書の確認をお願いします。疑義がある場合は5月10日までにお申し出ください。
防犯灯設置等 補助金	防犯灯の設置、改修等に対して、予算の範囲内で補助するものです。 ○設置費用の2分の1以内 ○限度額：防犯灯1灯につき 14,000 円 支柱1柱につき 42,000 円 (※H24年度予算額 280万円)	自治振興会	5月18日までに申請書を提出してください。 昨年度の実施状況、緊急性等を考慮の上、本年度の補助団体を決定します。 ※防犯灯新規設置については、5月18日までに申請された場合に限り補助対象とします。 ※工事着手後の申請は認められません。
	中国電力無料交換終了に伴い、新たに発生する管球交換費用について、予算の範囲内で補助するものです。(中電柱共架分のみ対象) ○交換費用の2分の1以内 ○限度額：1灯につき 1,500 円 (※H24年度予算額 15万円) ※平成25年度までの時限的事業です。		申請時期は、前期(9月末)及び後期(2月末)を予定しています。 申請期限等については、改めて連絡します。 ※支払をしたことが分かる書類が必要になりますので、領収書等の保管をお願いします。
集会所等整備 事業補助金	地元集会所施設等の整備に対して、予算の範囲内で補助するものです。 ○事業費の7割以内 ○限度額は施設によって異なります。 (※H24年度予算額 300万円)	自治振興会	整備、改修等を予定しておられる場合は、5月25日までに、申請書を提出してください。 必要性・緊急性等により交付決定を行います。

制度名	制度の概要	対象	手続き
空き家確保支援事業	自治振興会で調査・検討・交渉を行い、空き家バンクに登録された空き家について、助成を行います。 ○登録件数×@20,000円 (※H24年度予算額 40万円)	自治振興会	随時申請を受け付けます。 申請期限は、平成25年3月19日です。
個性ある地域づくり事業助成金	個性ある地域づくり活動に対して助成します。 ○助成対象事業の2分の1以内 ○限度額 10万円 (※H24年度予算額 30万円)	町内に活動拠点を置き、5名以上で構成する団体	申請書を 5月28日まで に提出してください。 審査会による審査を経て、助成を決定します。
高速道路通勤費補助金	通勤利用の高速道路料金を助成するものです。 ○平成19年4月以降に新たに転入した65歳未満の方で、引き続き5年以上町内に居住される方 ○通勤割引後金額の2分の1 ○1か月20日で算出した額を限度 (※H24年度予算額 249.3万円)	個人	地域づくり課にお問い合わせください。
定住促進奨励事業	固定資産税額(家屋)の2分の1を課税後10年間助成します。 ○新築住宅を建設または購入される満45歳以下で、定住または10年以上の長期にわたって町内に居住される方 ○賃貸住宅を3戸以上建設される方 (年齢制限なし) (※H24年度予算額 80.3万円)	個人	地域づくり課にお問い合わせください。
空き家活用事業	空き家の改修費用の2分の1を助成します。 限度額: 50万円 (※H24年度予算額 600万円)	個人	地域づくり課にお問い合わせください。